

平成27年(ワ)第8495号 損害賠償等請求事件

原告 出口 俊一

被告 左巻 健男

### 訴えの一部取下書

平成27年5月18日

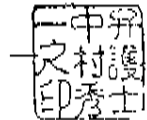
東京地方裁判所 民事第7部ほB係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 松 村 光



同 中 村 秀



同 屋 宮 昇



#### 第1 訴えの一部取り下げ

以下の通り、訴状記載の請求の趣旨第2項を取り下げる。

##### 1 訴えの一部取り下げ前の請求の趣旨

- 「1 被告は原告に対し、金1100万円及びこれに対する平成26年12月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告に対し、被告が管理するウェブページ別紙1の1及び別紙2の1に掲載している記事を削除せよ。
- 3 被告は、原告に対し、被告が管理するツイッター別紙1の2、3及び別紙2の2、3に掲載している記事を削除せよ。

- 4 被告は、原告に対し、別紙3謝罪広告目録記載の内容の謝罪広告を、別紙4の掲載要領により、被告が管理するウェブサイト（ホームページのアドレスが「<http://d.hatena.ne.jp/samakita/>」のもの）上に掲載せよ。
- 5 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決並びに仮執行宣言を求める。」

## 2 訴えの一部取り下げ後の請求の趣旨

- 「1 被告は原告に対し、金1100万円及びこれに対する平成26年12月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告に対し、被告が管理するツイッター別紙1の2、3及び別紙2の2、3に掲載している記事を削除せよ。
- 3 被告は、原告に対し、別紙3謝罪広告目録記載の内容の謝罪広告を、別紙4の掲載要領により、被告が管理するウェブサイト（ホームページのアドレスが「<http://d.hatena.ne.jp/samakita/>」のもの）上に掲載せよ。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決並びに仮執行宣言を求める。」

## 第2 訴えの一部取り下げの理由

原告は、訴状記載の請求の趣旨第2項において、被告が管理するウェブページ別紙1の1（甲2）及び別紙2の1（甲5）に掲載している記事を削除するよう求めた。しかるところ、被告は、本件訴訟提起後に上記ウェブページ掲載の記事を自ら削除した（このことは、甲2、5、6、7の各下部にウェブページのURLが記載されているところ、甲2と甲6、甲5と甲7がそれぞれ同一のURLであることから、甲2の記載が甲6では削除され、甲5の記載が甲7では削除されていることがわかる）。これは、被告が原告の訴状での主張を受け、上記記事のウェブページ別紙1の1の内容が侮辱であり、同別紙2の1の内容が名誉毀損であることを自認した

からこそその行動にほかならない。

以上